

# 2015年1月から相続税の基礎控除額 が引き下げられました。

## 1.大幅に増えた相続税の負担 (2015年1月1日以後の相続から)

**基礎控除額(非課税枠)の引き下げ**

2014年12月末まで **5,000万円** + (1,000万円 × 法定相続人の数)

↓

2015年1月から **3,000万円** + (600万円 × 法定相続人の数)



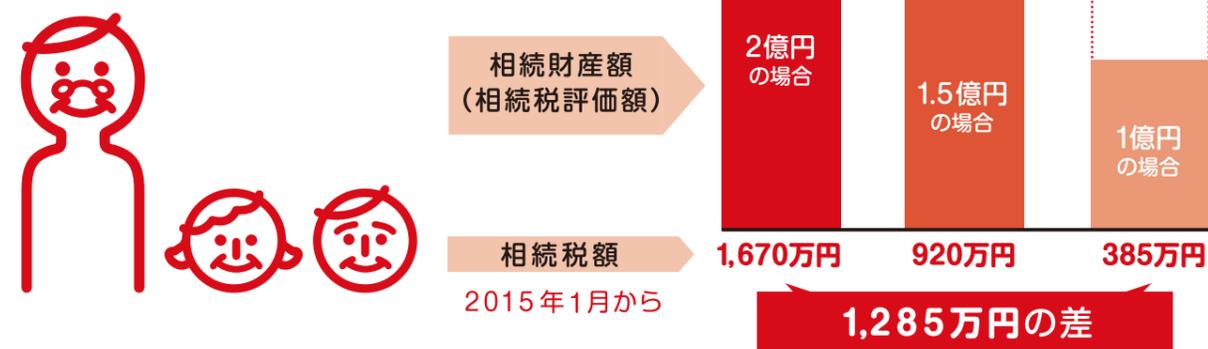
**相続税額** 法定相続人: 配偶者と子ども1人の場合

相続財産額	基礎控除額(非課税枠)	相続税額 (2014年12月末まで→2015年1月から)
7,000万円	2014年12月末まで <b>7,000万円</b> (5,000万円+1,000万円×2人)	<b>0円</b> → <b>160万円</b>
1億円		<b>175万円</b> → <b>385万円</b>
3億円	2015年1月から <b>4,200万円</b> (3,000万円+600万円×2人)	<b>2,900万円</b> → <b>3,460万円</b>
5億円		<b>6,900万円</b> → <b>7,605万円</b>

## 2.相続対策に、生前贈与が効果的

生前に財産を子や孫に贈与し、相続税の課税対象となる財産額が少なくなると、相続税の負担が軽減されます。

○法定相続人: 配偶者と子ども1人の場合

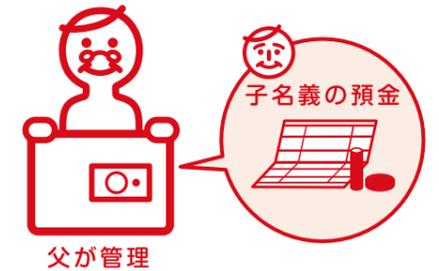


※ 相続財産額は基礎控除額差し引き前の合計課税価格。  
 ※ 法定相続人が法定相続割合どおり相続し、配偶者の税額軽減の特例を適用して相続税額を計算(他の税額軽減の特例は考慮していません)。  
 ※ 法定相続人は、ご親族の構成により異なります(例: 配偶者と子どもがいる場合は「配偶者と子ども」、配偶者・子・親(既に他界)がいない場合は「兄弟姉妹」など)。  
 ※ 一度に多額の財産の贈与を行うと、贈与税の負担が重くなるため、贈与税の負担額と相続税の負担軽減額を比較して、贈与額を検討する必要があります。

## 3.生前贈与 こんなケースにご注意ください。

### 名義預金では、贈与と認められない!?

子の名義の通帳や印鑑を親が管理し、子が贈与の事実を知らない場合、贈与は成立しません。このような場合は、口座名義は子であっても親の財産とされます。このような預金をいわゆる「名義預金」といい、税務調査において問題となる場合があります。



### 定期的な贈与の約束があると、贈与税がかかる場合も!

例えば、10年間毎年100万円、合計1,000万円贈与することをあらかじめ約束した場合、1年ごとに贈与があったと考えるのではなく、贈与の約束をした年に、将来にわたって1,000万円をもらえる権利の贈与があったとみなして、贈与税が課税されます。当初に複数年の贈与の約束をするのではなく、贈与を行う度に贈与の契約および手続きをすることが重要です。



※詳細は国税庁ホームページ「タックスアンサー」をご参照ください。

贈与の記録を残すために、一般的には贈与を行う都度、贈与契約書を作成したり、振り込みなど預金口座を通じてお金の移動を記録することなどが必要とされています。

